

## 令和4年度大阪府新型コロナウイルス感染症

帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金

外来診療（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業補助金

患者等入院医療機関設備整備事業補助金

重点医療機関等設備整備事業補助金

類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金

### 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告の手引き

令和5年9月

感染症対策支援課 病院支援グループ

この資料は、令和4年度に大阪府より標記補助金の交付を受けた医療機関が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の仕入控除税額の報告を行うために作成したものです。

◆標記補助金に関することは

大阪府 健康医療部 保健医療室 感染症対策支援課 病院支援グループまでお問い合わせください。

メールアドレス coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号 06-4397-3253

◆消費税の申告や仕入控除税額の詳しい内容については税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

◆消費税や仕入控除税額等の詳しい内容は国税庁のHP（<http://www.nta.go.jp/>）を確認してください。

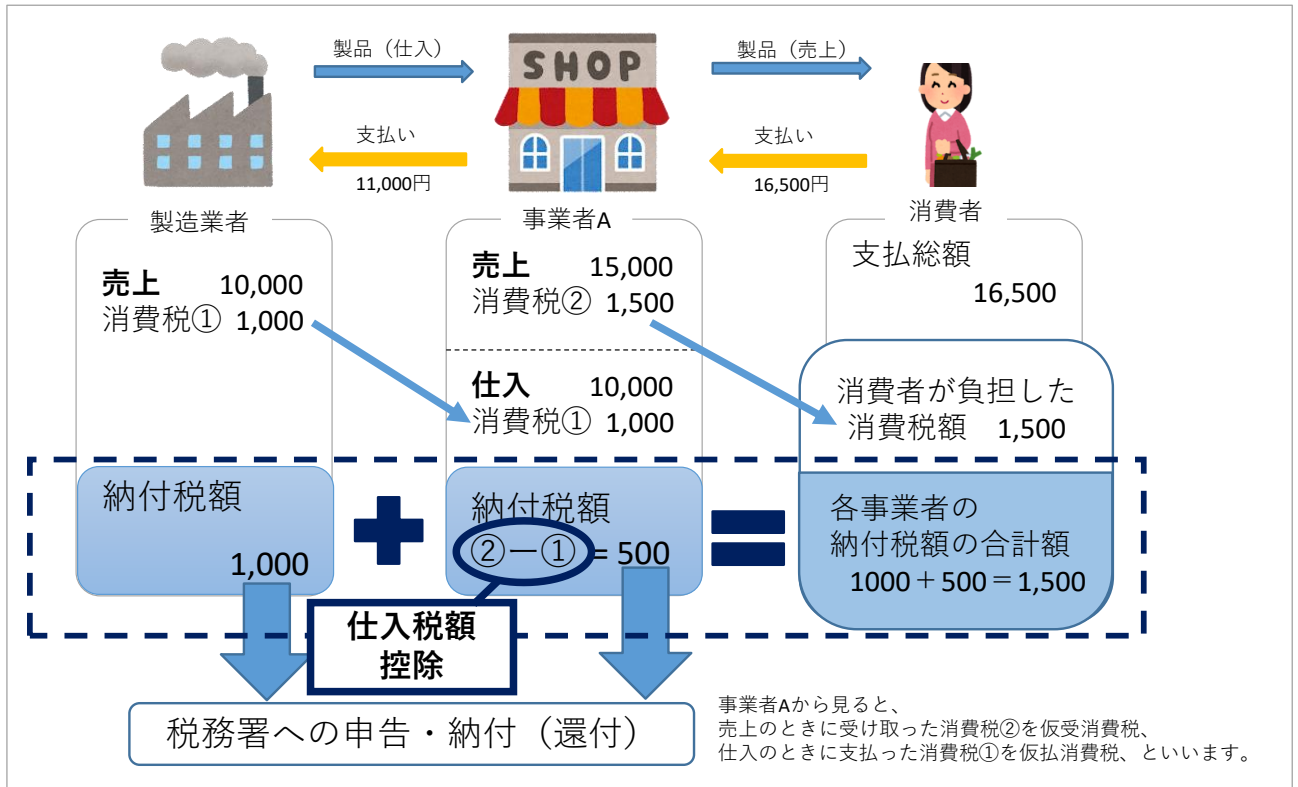
## 目次

1	消費税の仕入税額控除とは .....	1
2	消費税の仕入控除税額と補助金 .....	2
3	仕入控除税額の報告 .....	3
	(1) 仕入控除税額報告の対象者.....	3
	(2) 報告時期 .....	3
	(3) 補助事業における仕入控除税額の返還.....	3
4	仕入控除税額報告書の作成 .....	4
	(1) 仕入控除税額 0 円（返還額なし）の場合.....	5
	i. 消費税の申告義務がない.....	5
	ii. 簡易課税方式による申告をしている.....	5
	iii. 公益法人等であって、特定収入割合が 5 %を超えている.....	5
	iv. 個別対応方式で対象経費に係る消費税を非課税売上のみ に要するものとして、申告している ....	6
	v. 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである.....	6
	(2) 仕入控除税額（返還額）ありの場合.....	7
	i. 全額控除.....	7
	ii. 一括比例配分方式 .....	8
	iii. 個別対応方式 .....	8
5	よくあるお問い合わせ .....	1 1

# 1 消費税の仕入税額控除とは

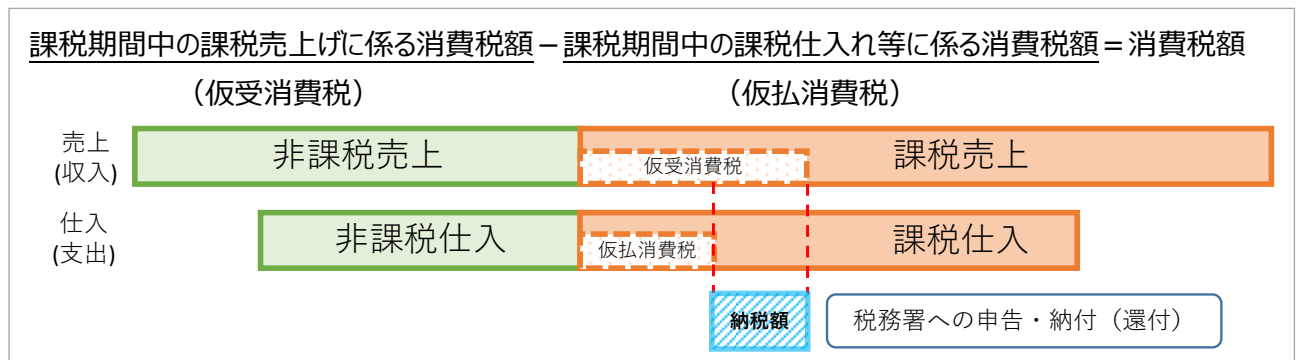
消費税は、製品の販売・サービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税される税です。

消費者が負担し、事業者が納付しますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組み（仕入税額控除）が採られています。



その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者となります。

## <消費税の計算方法（一般課税）>



## 2 消費税の仕入控除税額と補助金

補助金収入は不課税のため、消費税法上、課税対象とはなりません（非課税売上となります。）。

一方、補助事業の対象経費は課税仕入として消費税の計算に入れることができます。

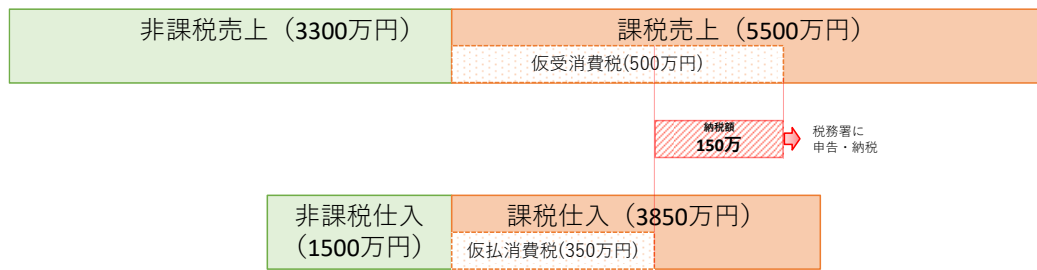
このため、補助事業に係る課税仕入に対して支払った消費税額分だけ、事業者が本来支払うべき消費税の還付を受けていることとなり、当該仕入控除税額分の補助金を府に返還していただく必要があります。

【消費税法基本通達 5-2-15】

**事業者が国又は地方公共団体等から受ける**奨励金若しくは助成金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 1 項《定義》に掲げる**補助金等**のように、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、**資産の譲渡等の対価に該当しない**ことに留意する。

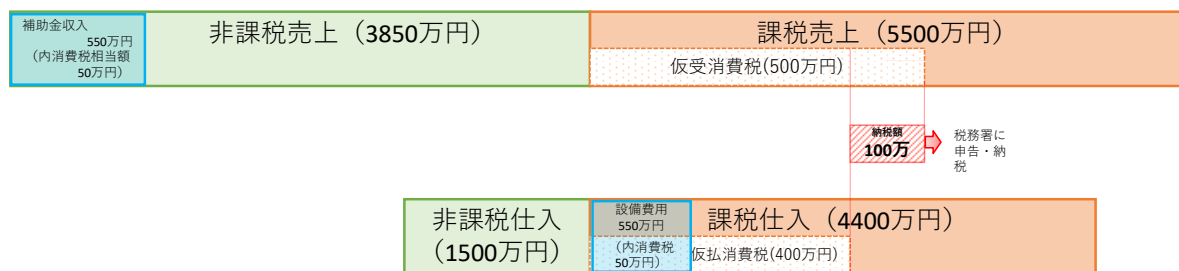
【参考】補助金を受けていない場合と補助金を受け全額課税仕入とした場合の比較

### 一般課税（税率 10%・補助金なし）の場合



課税売上に係る仮受消費税（500 万円）と課税仕入に係る仮払消費税（350 万円）の差額である 150 万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

### 一般課税（税率 10%・補助金 550 万円で設備を購入）の場合



課税売上に係る仮受消費税（500 万円）と課税仕入に係る仮払消費税（400 万円）の差額である 100 万円が、この事業者の納税すべき消費税額になります。

補助金を受けていない場合と補助金を受けた場合を比較してみると、この事業者が納税すべき消費税額は、補助金における消費税相当額（50 万円）分、少なくなります。

このため、補助金のうち消費税相当額を返還していただく必要があります。

### 3 仕入控除税額の報告

補助金交付の条件として、補助事業完了後、消費税等に係る仕入控除税額の報告を定めています。報告されない場合は、交付条件違反として、補助金の返還が生じることがあります。

#### (1) 仕入控除税額報告の対象者

令和3年度に標記補助金の交付を受けた全ての事業者

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に交付決定を受けた場合、その補助金の振込みが令和5年4月1日以降であっても、「令和4年度に補助金の交付を受けた」に含まれます。

※仕入控除税額が0円（返還額なし）の場合であっても、必ず報告が必要です。

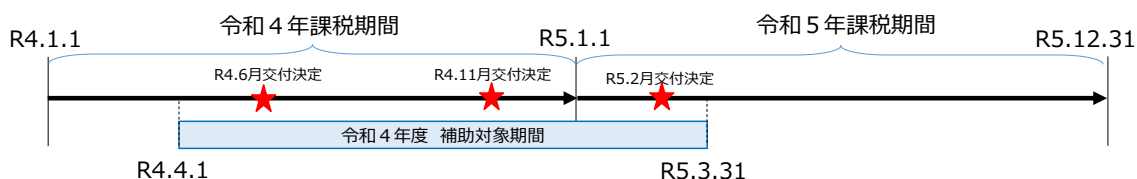
#### (2) 報告時期

仕入控除税額報告は、標記補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税等の確定申告を行った後に報告してください。

消費税等の申告義務のない事業者は、速やかに報告してください。

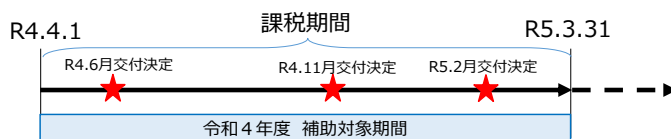
#### 【例】 交付決定の時期と課税期間の関係

##### ■ 個人事業主（課税期間は毎年1月1日から12月31日）、12月決算の法人の場合



※この場合、令和4年6月、令和4年11月に交付決定を受けた事業は、令和4年1月1日から令和4年12月31日を課税期間とする消費税の確定申告に含まれますが、令和5年2月に交付決定を受けた事業は令和5年1月1日から令和5年12月31日を課税期間とする消費税の確定申告に含まれます。

##### ■ 3月決算の法人の場合



※この場合、交付決定を受けた全ての事業が令和4年4月1日から令和5年3月31日を課税期間とする消費税の確定申告に含まれます。

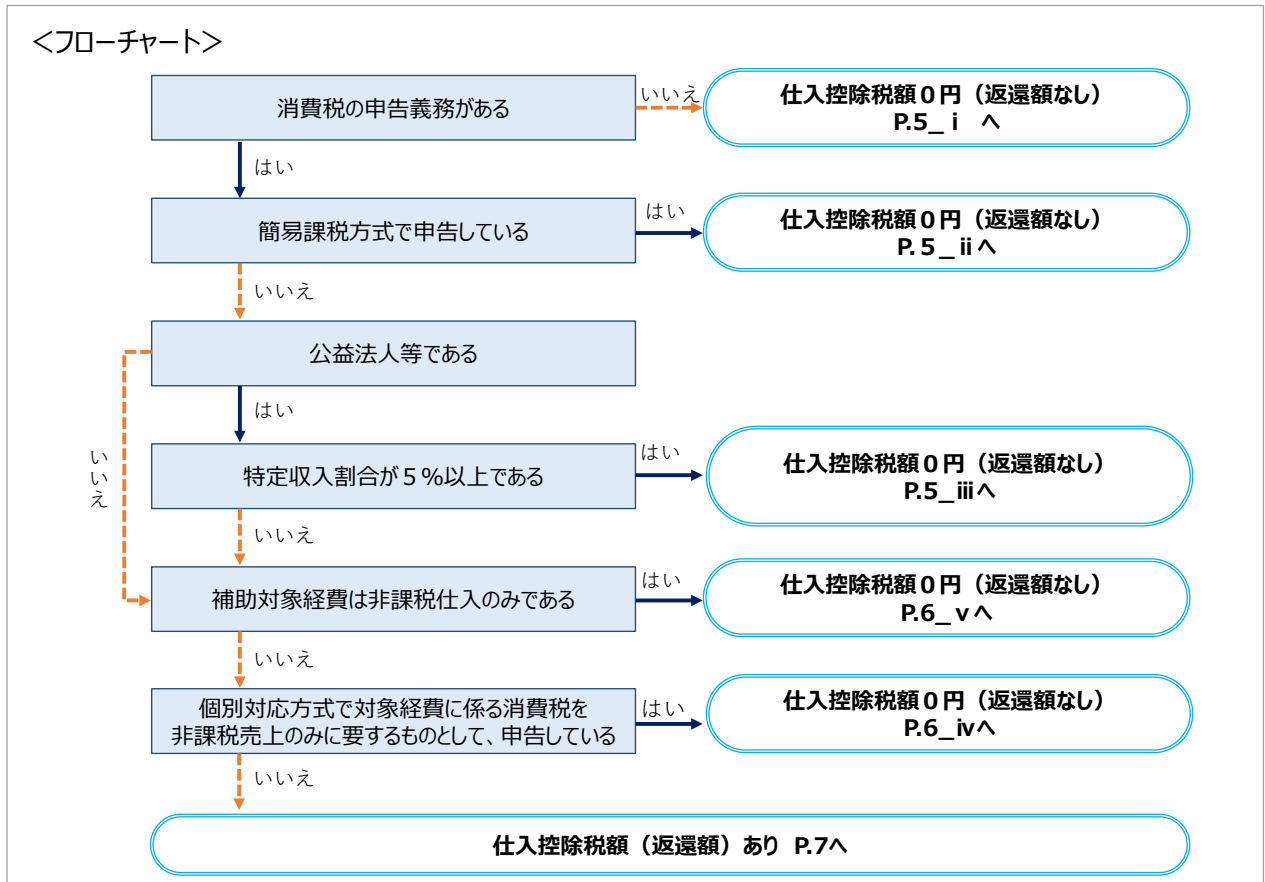
#### (3) 補助事業における仕入控除税額の返還

仕入控除税額報告書を提出いただいた後、仕入控除税額（返還額）ありの場合、大阪府から返還に係る納入通知書を送付します。納入通知書に記載の内容を確認の上、納入通知書に記載の期日までに金融機関で納付してください。

#### 4 仕入控除税額報告書の作成

次のフローチャートにより、該当ページを確認してください。

該当が不明な場合は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。



#### ※消費税の納税義務免除（申告義務なし）

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。

#### ※簡易課税方式での申告

簡易課税制度は事業者の選択により、売上に係る消費税額を基礎として仕入に係る消費税額を算出できる制度です。この制度により申告を行うには、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合で、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えないことが条件です。

#### ※公益法人等に該当するものは以下のとおりです。

- 国又は地方公共団体の特別会計
- 消費税法別表第三に掲げる法人

例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、独立行政法人、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人など

- 人格のない社団

#### ※個別対応方式とはその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを、

- (イ) 課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- (ロ) 非課税売上にのみ要する課税仕入れ等に係るもの
- (ハ) 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの

の3つに区分する方法です。

(1) 仕入控除税額 0 円（返還額なし）の場合

**仕入控除税額 0 円（返還額なし）の場合も、仕入控除税額報告書の提出が必要です。**

**i. 消費税の申告義務がない**

消費税等の納税義務が免除されているか否かは、課税売上高やこれまでの申告状況等により確認してください。

【報告書の記入方法】

記入例 P.4 「2-1 消費税の申告義務がない場合」参照

**ii. 簡易課税方式による申告をしている**

簡易課税方式による申告を行っている場合は、以下に示した消費税の申告書（第3-(3)号様式）により申告をしています。

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 4 0 5

第3-(3)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税者 (フリガナ) 名 称 又は 屋 号 (電話番号 - - )

個人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

補助金の交付を受けた日がこの期間に含まれる申告書を確認してください

又は氏名

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

自 平成 年 月 日 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

※ 一連番 納税者 申告年月日 令和 年 月 日 申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他( ) 身元確認

指 導 年 月 令和 年 月 日

第一表を確認してください。

第一表

（中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日）

令和元年十月

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折

【報告書の記入方法】

記入例 P.5 「2-2 簡易課税方式により申告している場合」参照

**iii. 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている**

公益法人等の仕入控除税額の計算においては、一般の事業者とは異なり、補助金や寄附金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要とされます。

【報告書の記入方法】

記入例 P.6 「2-3 公益法人等であって特定収入割合が5%を超えている場合」参照

#### **iv.個別対応方式で対象経費に係る消費税を非課税売上のみに要するものとして、申告している**

個別対応方式により申告をしている場合であって、補助対象経費全てを非課税売上にのみ要する課税仕入等に係るものとして申告している場合、全額仕入控除されていないため、返還額が0となります。

なお、個別対応方式による申告をしているかは、次のページに記載のとおり申告書で確認してください。

##### 【報告書の記入方法】

記入例 P.7 「2-4 補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみに要するもの」として申告している場合」参照

#### **v.補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである**

補助事業の対象経費が全額人件費などの非課税仕入にあてられた場合、仕入控除の対象とならず、返還は必要ありません。しかし、本事業は全て設備整備事業のため、全額非課税仕入にのみあてられていることは想定し辛いと考えます。

そのため、この項目を選択する場合は、非課税仕入のみとなることが分かる資料（補助対象経費が消費税非課税経費にのみ充てられたことが分かる資料）を提出してください。

##### 【報告書の記入方法】

記入例 P.8 「2-5 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている場合」参照



(2) 仕入控除税額（返還額）ありの場合

**補助金に係る仕入控除税額を計算し、府に報告してください。**

**報告に基づき、府から返還額の納入通知書を発行します。納入通知書に記載の期限内に、金融機関で納付してください。**

報告書の必要箇所を全て入力すると、返還額が自動で計算されます。自動で計算された額が誤っている場合、上書き修正し、その計算過程が分かる書類（任意様式）を添付してください。

消費税等の確定申告書（第3-(1)号様式）を見て、控除税額の計算方法を確認してください。

（申告書第一表↓の赤枠の欄で確認できます。）

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - - )

個人番号 (フリガナ) 又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名

補助金の交付を受けた日がこの期間に含まれる申告書を確認してください

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		11
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13

付記事項	制賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
控除税額の法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	個別対応方式	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
	上記以外	<input type="radio"/>	全額控除	<input type="radio"/>		

令和元年十月一日以後終了課税期間分( )

**i. 全額控除**

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{10}{110}$$

【報告書の記入方法】

記入例 P.10 「3-1 全額控除の場合」参照

## ii. 一括比例配分方式

課税期間中の課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合であって、仕入控除税額の計算方法が一括比例配分方式による場合は、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から控除する仕入控除税額は、課税仕入等に係る消費税額に課税売上割合を乗じた額を控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

【報告書の記入方法】

記入例 P.11 「3-2 一括比例配分方式の場合」参照

## iii. 個別対応方式

課税期間中の課税売上高が5億円超、又は課税売上割合が95%未満の場合であって、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを（イ）課税売上にのみ対応するもの、（ロ）非課税売上にのみ対応するもの、（ハ）課税売上と非課税売上の両方に共通するものの3つに区分している場合（控除税額の計算方法が個別対応方式による場合）は、その区分に応じた算式により計算した仕入控除税額をその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

【返還額の計算方法】

$$\text{返還額} = \text{①課税売上対応分の返還額} + \text{③共通対応分の返還額}$$

$$\text{①課税売上対応分の返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$\text{③共通対応分の返還額} = \text{補助金確定額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

【報告書の記入方法】

記入例 P.12 「3-3 個別対応方式の場合」参照

【参考】

\* 課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜）}}{\text{総売上高（税抜）}}$$

※原則として、端数処理は行いません。

【消費税法基本通達 11-5-6】

課税売上割合については、原則として、端数処理は行わないのであるが、事業者が生じた端数を切り捨てているときは、これを認める。

課税売上高（課税資産の譲渡等の対価の額）と総売上高（資産譲渡等の対価の額）は、消費税の申告書（第3-(1)号様式）又は課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2-〇）にて確認してください。

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 第3-(1)号様式 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 名称又は屋号 (電話番号)

個人番号又は法人番号

補助金の交付を受けた日がこの期間に含まれる申告書を確認してください

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 確認書 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元認

年 月 日 指導 年 月 日

令和 年 月 日

第一表を確認してください。

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書 (中間申告 平成 年 月 日) 令和 年 月 日

課税売上割合の計算における  
「課税売上高（税抜）」＝⑮課税資産の譲渡等の対価の額  
「総売上高（税抜）」＝⑯資産の譲渡等の対価の額です。  
この欄に記載の金額から算出してください。

この申告書が修正申告のある場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	
課税売上	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
割合	資産の譲渡等の対価の額	⑯	

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

		氏名又は名称		
小計	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計	F
円	D	E	(X+D+E)	円
免税売上額				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)				④
課税資産の譲渡等の対価の額(④)の金額				
非課税売上				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)				⑦
課税売上割合(④/⑦)				⑧

確定申告の方法等により、付表2-1のほか、付表2-2や付表2-3の場合があります。こちらに「付表2-〇」と記載されているか、ご確認ください。

端数が切り捨てられているので、この割合を使うではありません。  
※申告の際に端数処理をしている場合は、端数処理した値を用いてください。  
※申告の際に端数処理しているか不明な場合は次のページを参考に確認してください。

\* 確定申告の際に、端数処理後の課税売上割合を採用したか否かが不明な場合の確認

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（付表2-〇）を確認してください。  
赤枠で囲っている欄の計算を行うと端数処理を行っているか否かが確認できます。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

確定申告の方法等により、付表2-1のほか、付表2-2や付表2-3の場合があります。こちらに「付表2-〇」と記載されているか、ご確認ください。

は名称		適用分	税率7.8%	適用分	合計	F
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④					※第一表の④欄へ ※付表2-2の④A欄へ <b>A</b>
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤					
非課税売上額	⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦					※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦B欄へ <b>B</b>
課税売上割合(④/⑦)	⑧					※付表2-2の⑧A欄へ [ % ] ※端数切捨て
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑬±⑭)	⑮	(付表2-2の⑮A欄の金額)				<b>C</b>
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	(付表2-2の⑯A欄の金額)				
課税5課95 税億税% 個別 売未 対応 売円 方式 上満 超 割合 の 課税 高又 仕入 合場 等 税 がは 等 額 が合 等の 合 税 額 合 額 (⑮×④/⑦)	⑰	(付表2-2の⑰A欄の金額)				<b>D</b>
	⑱	(付表2-2の⑱A欄の金額)				<b>E</b>
	⑲	(付表2-2の⑲A欄の金額)				<b>F</b>
	⑳	(付表2-2の⑳A欄の金額)				<b>G</b>

【個別対応方式の場合】

$D + (E \times A / B)$  の計算をした額（小数点以下切捨）を算出

Fの額と一致 → 端数処理しない課税売上割合を使用

Fの額より小さい → 端数処理後の課税売上割合を使用

【一括比例配分方式の場合】

$C \times A / B$  の計算をした額（小数点以下切捨）を算出

Gの額と一致 → 端数処理しない課税売上割合を使用

Gの額より小さい → 端数処理後の課税売上割合を使用

※税率7.8%適用分を例に図示しましたが、他の税率の列で計算しても同じです。

## 5 よくあるお問い合わせ

### (1) 共通

Q1 仕入控除税額（返還額）なしですが、報告の必要はありますか。

→補助金の交付を受けた事業者は、返還額の有無にかかわらず、必ず報告する必要があります。

Q2 個人事業主ですが、報告は必要ですか。

→個人事業主が法人かにかかわらず、補助金の交付を受けた全ての事業者は報告が必要です。

Q3 変更交付決定を受けた場合、交付決定日付・文書番号は交付決定通知書と変更交付決定通知書のいずれに記載のものを記入すれば良いですか。

→変更交付決定通知書に記載されている日付・文書番号を記入してください。

Q4 仕入控除税額の報告後、返還額がある場合、どのように返還すればよいですか。

→報告いただいた後、府から納入通知書をお送りします。納入通知書の記載内容を確認の上、納入期限内に、所定の金融機関で納付してください。

Q5 仕入控除税額報告後、税務署へ消費税に係る申告内容の修正を行い、課税売上割合等が変わった場合、どうしたらよいですか。

→報告した仕入控除税額が変わる場合は、府に連絡し、報告書の修正をお願いします。

Q6 課税期間が2期にわたる場合どうしたらよいですか。

→次ページのように報告書を分けて、作成し、提出してください。

Q7 消費税率が8%のもの（非課税のもの）を一部購入している場合、どうしたらよいですか。

→補助対象経費の内訳の表に、10%の列、8%の列、非課税仕入の列があります。補助対象経費の内容を確認の上、それぞれ記入してください。

### (2) 免税事業者

Q1 消費税の申告義務がありませんが、報告の必要はありますか。

→免税事業者であっても、免税事業者であって返還額がない旨の報告をする必要があります。

Q2 課税売上高の欄には何を記載しますか。

→基準期間の課税売上高を記入してください。当該金額をもって申告義務がない旨の確認をしています。税理士や経理担当者に確認し、必ず記入してください。

### (3) 簡易課税方式による申告

Q1 簡易課税方式による申告をしているかどうか分かりません。

→消費税の申告書の控えを確認してください。

(P. 5に記載のとおり㊟と記載の申告書で申告をしている場合、簡易課税方式により申告をしています。)

#### (4) 公益法人等

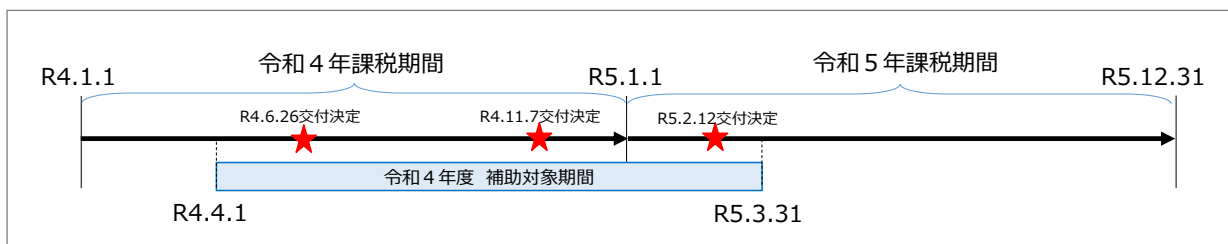
Q1 医療法人は、公益法人等に該当しますか。

→消費税法別表第三に掲げる医療法人は医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に限るとされています。

Q2 特定収入とは何ですか。

→特定収入とは、消費税法第60条第4項に規定されており、例えば、租税、補助金、交付金、寄附金等を言います。詳しくは、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。

#### (1) Q5関係 課税期間が2期にわたる場合



個人事業主や3月決算以外の法人の場合、図のように令和4年度に複数回の交付決定を受けていると、課税期間が2期にわたる場合があります。このような場合は、以下のように**報告書を分けて報告してください。**

※事業年度ごとに申告方法、控除税額の計算方法が異なる場合がありますので、各事業年度どのように申告しているか確認してください。

#### ◆ 令和4年課税期間に係る報告

《入力用シート》

基本情報									
提出日	令和	5	年	12	月	10	日	本報告書に関する問い合わせ先	
法人所在地	大阪府中央区大手前二丁目1-22							※報告書に修正等あれば連絡しますので、報告書について分かる方の連絡先を記入してください。	
法人名称	医療法人大阪府会							返還額がある場合の納入通知書の送付先	
代表者氏名	大阪 太郎							郵便番号	〒 540-8570
医療機関所在地	大阪府中央区大手前二丁目1-22							住所	大阪府中央区大手前二丁目1-22
医療機関名称	大阪府病院							宛名	大阪府病院 経理課
所属	経理課								
担当者名	鈴木 一郎								
電話番号	06-0000-0000								
交付決定日付・文書番号	令和	4	年	6	月	26	日	付	大阪府指令感支第 3333 号
								確定額 (精算額)	金 822,000 円
交付決定日付・文書番号	令和	4	年	11	月	7	日	付	大阪府指令感支第 5555 号
								確定額 (精算額)	金 564,000 円
交付決定日付・文書番号	令和		年		月		日	付	大阪府指令感支第 号
								確定額 (精算額)	金 円

#### ◆ 令和5年課税期間に係る報告

《入力用シート》

基本情報									
提出日	令和	5	年	12	月	10	日	本報告書に関する問い合わせ先	
法人所在地	大阪府中央区大手前二丁目1-22							※報告書に修正等あれば連絡しますので、報告書について分かる方の連絡先を記入してください。	
法人名称	医療法人大阪府会							返還額がある場合の納入通知書の送付先	
代表者氏名	大阪 太郎							郵便番号	〒 540-8570
医療機関所在地	大阪府中央区大手前二丁目1-22							住所	大阪府中央区大手前二丁目1-22
医療機関名称	大阪府病院							宛名	大阪府病院 経理課
所属	経理課								
担当者名	鈴木 一郎								
電話番号	06-0000-0000								
交付決定日付・文書番号	令和	5	年	2	月	12	日	付	大阪府指令感支第 6666 号
								確定額 (精算額)	金 577,000 円
交付決定日付・文書番号	令和		年		月		日	付	大阪府指令感支第 号
								確定額 (精算額)	金 円
交付決定日付・文書番号	令和		年		月		日	付	大阪府指令感支第 号
								確定額 (精算額)	金 円